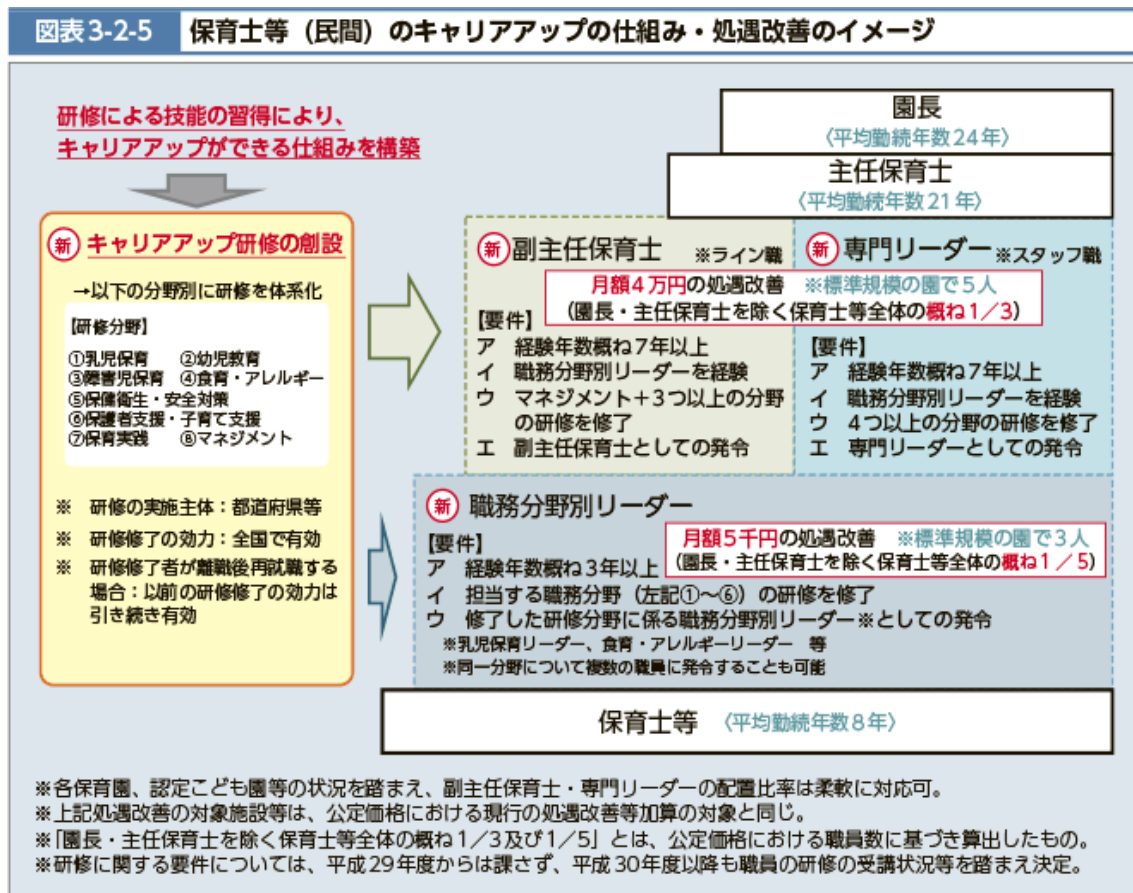


(資料 1)

図表 3-2-5 保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/backdata/01-03-02-05.html>



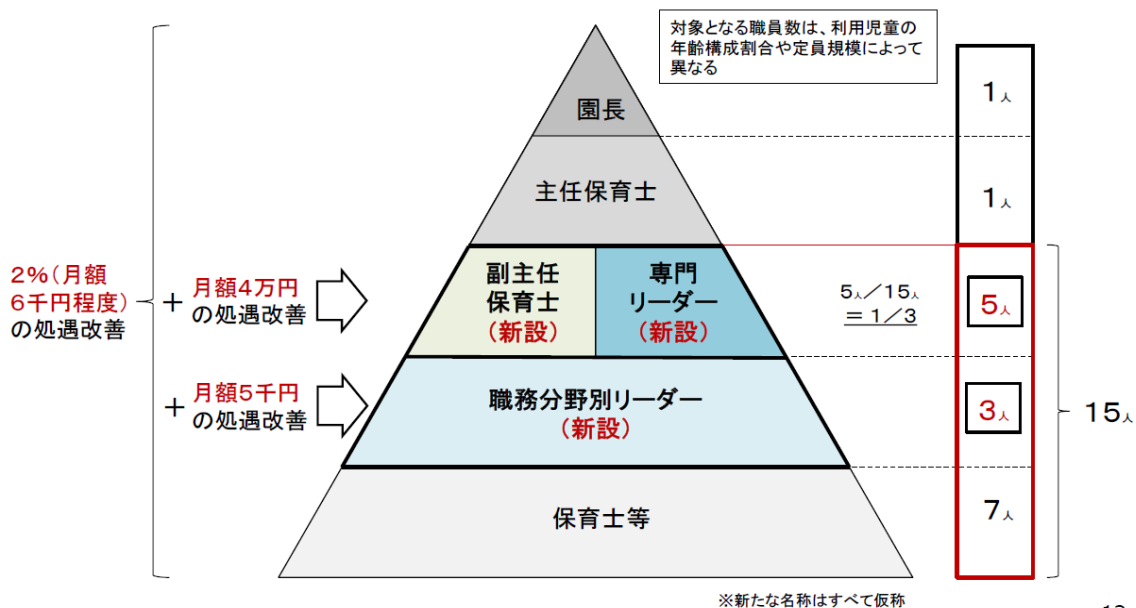
(資料2)

厚生労働省資料 「保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層（イメージ） P. 12」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-KoyoukintoujidoKateikyoku/0000155996.pdf>

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

<定員90人(職員17※人)のモデル(公定価格前提)の場合>
※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



12

(資料3) 聚楽保育所保護者が求める「移管後の運営に係る基本事項」

※ 本資料は、「令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項(案)における「移管後の運営に係る基本事項(聚楽保育所)」を踏まえつつ、京都市聚楽保育所の保育内容・保育水準を維持・継承する上で最低限必要な事項を「移管後の運営に係る基本事項」の形式にまとめ直したものです。募集要項からの変更点については、付属の対比表を参照ください。

※ 以下の各事項において、「当分の間」とは、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間とします。

I 保育所運営等

1 保育所運営	
名称	「聚楽保育所」の名前を変更しないこと
定員・運営	認可保育所として運営すること
	認定こども園への移行については全保護者の同意を得ること
	就学前までの6年間を見通した保育を実施すること
	聚楽保育所の過去の歳児別受入割合に沿った児童の受入れを行うこと(別添1参照)
開所時間	月～土曜日まで以下の開所時間を確保すること 7時00分～19時00分
休所日	日曜日、祝日及び12月29日～1月3日のみとすること
乳児保育	産休明けから(生後57日以降)の保育を実施すること
費用負担	移管日の前日に在所している児童については、市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保護者に求めないこと(別添2参照)
	移管後に入園した児童については、移管日の前日に在所している児童と異なる費用を求めないこと
	やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、全保護者に意向調査を行い、一部でも反対がある場合には実施しないこと
保健・衛生	給食施設・設備をはじめ施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること
	児童に対しては、現在市営保育所で実施している検診種別・頻度を継承すること(別添3参照)
安全管理	消防計画を策定し、避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること
	AEDを設置し、定期的に救命救急に関する研修を行うこと
苦情処理	苦情処理の仕組みを整備すること(苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置)
その他	その他、国・市などの法令、通知等を遵守し、児童の健全な発育・発達を促すこと
2 職員について	
職員数	京都市の基準に基づく保育士等を確保すること
	障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置すること

施設長	<p>専任の施設長とし、次の全てを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認可保育所での常勤保育士としての経験 33 年以上（少なくとも 24 年以上） ● 保育士経験年数のうち、移管先法人での施設長経験 5 年以上
保育士	<p>次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること</p> <p>※ 以下の経験年数は、常勤かつ正規職員での勤務経験年数を指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全保育士について、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）としての経験が平均 16 年以上（少なくとも 10 年以上） ● 主任保育士として、経験年数 29 年以上（少なくとも 21 年以上）で、そのうち移管先法人での勤務経験が 5 年以上の保育士を 1 名以上 ● 保育士等として経験 15 年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が 8 年以上の保育士を 3 名以上（うち 1 名以上は保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士） ● 保育士等として経験 7 年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が 4 年以上、かつ保育士等キャリアアップ研修のうち 4 分野以上を修了した保育士を 1/3 以上 ● 0 歳児、1 歳児、2 歳児の各年齢に対して担任として乳児保育経験が 2 年以上あり、保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士を年齢ごとに 1 名以上ずつ ● 障害程度区分 1 級又は 2 級の児童を 2 年以上担任として保育した経験があり、かつ保育士等キャリアアップ研修の障害児保育分野を修了した保育士を 2 名以上 <p>いずれのクラスも複数担任制として配置すること</p> <p>移管初年度は、全保育士の経験年数を 3 年以上とし、新卒職員を配置しないこと</p> <p>常勤保育士については、正規職員として確保すること</p> <p>保育士等キャリアアップ研修の 8 分野の各研修に対して、いずれかの職員が受講を修了していること</p> <p>移管前年度における聚楽保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないこと</p> <p>現在法人が運営する既設の保育所と移管を受けた保育所において、移管前年度までに勤務し移管年度に在籍している保育士を均等以上に配置すること</p>

引継ぎ・共同保育	京都市が指定する引継期間において、市が指定する職員（保育士、アレルギー除去食の知識・経験のある調理員）を配置すること（※）												
	※ 令和2年度												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>期間及び日数（1日とは、7時間45分を指す。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長予定者</td> <td>4月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>主任保育士予定者</td> <td>4月～8月 週1日以上、9月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>幼児クラス担任予定者 （各クラス1名に加え1名以上）</td> <td>6月～8月 週1日以上、9月～12月 週2.5日以上、 1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>乳児クラス担任予定者 （各クラス1名に加え1名以上）</td> <td>6月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>調理員予定者1名</td> <td>6月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	期間及び日数（1日とは、7時間45分を指す。）	園長予定者	4月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日	主任保育士予定者	4月～8月 週1日以上、9月～3月 原則週5日	幼児クラス担任予定者 （各クラス1名に加え1名以上）	6月～8月 週1日以上、9月～12月 週2.5日以上、 1月～3月 原則週5日	乳児クラス担任予定者 （各クラス1名に加え1名以上）	6月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日	調理員予定者1名	6月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日
	対象者	期間及び日数（1日とは、7時間45分を指す。）											
	園長予定者	4月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日											
	主任保育士予定者	4月～8月 週1日以上、9月～3月 原則週5日											
	幼児クラス担任予定者 （各クラス1名に加え1名以上）	6月～8月 週1日以上、9月～12月 週2.5日以上、 1月～3月 原則週5日											
乳児クラス担任予定者 （各クラス1名に加え1名以上）	6月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日												
調理員予定者1名	6月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日												
引継・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後6箇月以上、当該保育所で保育に従事すること													
引継ぎ・共同保育にあたっては、引継ぎ・共同保育開始前日までの聚楽保育所の勤務シフトに準じた引継ぎ・共同保育体制を確保すること													
移管前に聚楽保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引き続き移管を受けた保育所において、現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務させること													
移行期間としての引継ぎ・共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に対して誠実に応じ、確実に対応すること													
職員の育成	<p>当分の間は、市が指定する市営保育所職員研修に出席すること（別添4参照）</p> <p>職員に対して、計画的に保育士等キャリアアップ研修を受講させること</p> <p>自己評価チェックシートを付けること等により、自らの保育実践の評価や職員相互の話し合い等を通じて、保育所全体の保育の内容に関する認識を深め専門性の向上及び保育の質の向上のために課題を明確にし、保育実践に繋げていくようにすること</p> <p>その他職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこと</p>												
3 その他													
第三者評価の受審	<p>移管後、3年以内に第三者評価を受審し、それに基づき移管における保育実践への影響について検証し、その評価結果と検証結果を公表すること</p> <p>移管後の運営については、聚楽保育所が受審した一般社団法人京都府保育協会「福祉サービス等第三者評価」と同様・類似の評価項目において、また総合的に判断して、その結果を下回ることがないよう努め、これを下回った場合は、ただちに改善し、その結果を公表すること</p>												
三者協議会の	当分の間は、三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調												

設置	整するとともに、三者協議会で決定事項については遵守すること（後掲、「資料 3 三者協議会について」を参照のこと）
	重要な事項と保護者が認めた協議事項については、臨時総会などでの保護者会の議決をもって、三者協議会の決定事項とすること
	保育体制の確保（保育標準時間の時間帯に加えて、現状の聚楽保育所の主な保護者向け会議時間である 19 時から 21 時を含む）等、保護者代表の出席に配慮すること（月 1 回程度の定期開催に加えて三者のいずれかが必要と認めた場合に臨時に開催、1 回 1～2 時間程度）
情報開示	移管先法人は、年 1 回、保護者会と共催で、全職員及び保護者に参加資格が認められる総会を開催し、園の運営状況を報告・協議するとともに、運営費の内訳を開示すること（保育士給与については総額のみ）
基本事項の遵守状況の検証	本市が必要と認めた場合、もしくは保護者代表からの要請があった場合に、市は移管後の運営に係る基本事項の遵守状況の検証をおこなうこと
	本市が、移管後の運営に係る基本事項の遵守状況について検証を行うに当たっては、市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときにはこれに必ず応じること
内容の変更	基本事項の内容の変更には、「全保護者の同意」を条件とし、一部でも反対があった場合には実施しないこと
基本事項に違反した場合の取扱い	申請の資格又は基本事項の違反が認められた場合は、本市及び保護者からの損害賠償請求に応じること
	移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、当該保育所の運営を速やかに京都市に返還すること。また、これに係る費用の損害賠償請求に応じること
保護者対応	保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応するとともに、誠意をもって解決すること
	移管先法人は、移管先法人と保護者会が対等な関係であることを認め、保護者会活動の自主性・自立性を尊重すること
	移管先法人は、保護者会活動のための施設利用を最大限保障し、特段の事情がない限り利用を制限しないこと（平日夜間の利用時間は 21 時まで。これとは別に宿泊を伴う交流会あり。）
	保護者会の会議の際には、保育のための部屋の確保を認め、また、保護者会から非常勤職員に対して保育アルバイトを依頼することを認めること
	移管先法人は、各在園保護者用の個別ポストを用意し、保護者会による保護者への配布物については、一切制限しないこと
その他	現在法人が運営する既設の保育所を廃止又は大幅縮小しないこと
	移管を受けた保育所の運営を他の法人等に委託しないこと

	建物を譲渡又は担保に供さないこと
	建物は所有権移転登記後直ちに法人の基本財産に編入すること
	地域住民との関係を維持し、地域に根差した保育運営を行うこと
	移管前年度に小規模保育事業者等と締結している連携項目について、小規模保育事業者等から希望があった場合、引き続き、移管前と同様の連携内容を満たした連携施設となること

II 保育内容等

保育内容全般	<p>保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容（※）を遵守し、保育運営を行うことをホームページや重要事項説明書に明記すること。また、保育内容（※）とそのガイドラインの内容について、保護者に周知すること</p> <p>※（子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切に する保育。 「市営保育所 保育のガイドライン」参照）</p>
障害児保育	<p>京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し障害児保育を実施し、障害児（疑いのある子を含む）を障害の程度・内容による差別なく、積極的に受け入れること</p> <p>障害児の受入割合について、障害区分に応じて、市営保育所と同程度の割合で受け入れること</p> <p>障害児保育を積極的に実施することをホームページ等に明記し、広く周知すること</p> <p>加配職員の確保ができないことを理由として障害児の受け入れを拒否することがないよう、配置基準に上乗せした常勤職員を常時確保し、障害児保育の申し込みがあった場合には即時に受け入れられる体制を整備すること</p> <p>現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を確実に引き継ぐとともに、卒所又は退所までの保育を必ず保障すること</p>
配慮の必要な子どもの受入れ	アレルギーのある子ども、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な（必要と思われる）子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れること
年間行事	当分の間は、移管前年度の行事（数、種目、内容等）を維持すること（別添6参照）ただし、変更がある場合は三者協議会で合意を得ること
宗教的な保育	子ども及び保護者の信教の自由に配慮した保育・食事を行うこと。当分の間は、特定の信仰や宗教的理念に基づいた保育理念や保育目標等を設定せず、宗教的な行為（お祈り、講話等）や行事は行わないこと（クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可）
給食・調理	<p>児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画を策定し、計画に基づき食事の提供を行うこと</p> <p>当該保育所の調理室において調理した給食を提供すること</p>

	食材の安全性を確保し，食材の産地表示を行うこと
	栄養士による献立作成を行うこと
	食物アレルギー，宗教食等，一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態，文化的背景に応じた食事の提供を行うこと
	幼児に対する主食（月～土）の提供を行うこと
	土曜日の給食の提供を行うこと
食育	菜園活動や食事に関わる行事など食に関する体験を通じ，食事や食物への関心が深まる取組みを行うこと
子育て支援事業	園庭開放，子育て相談等，子育て支援事業を実施すること
	園庭開放，子育て相談等の子育て支援事業の規模は，移管前年度の規模・回数を維持すること

(資料4) 募集要項と聚楽保育所保護者会案の基本事項の対比表

※ 以下の一覧表において、「募集要項」と「聚楽保育所保護者会案」との異同については下線で示します。また、「聚楽保育所保護者会案」において新規に設けた事項については「新規：」と表記します。

I 保育所運営等

項目	募集要項	聚楽保育所保護者会案	変更理由
1 保育所運営			
名称	—	新規： 「聚楽保育所」の名前を変更しないこと	保育所は在所児のみならず、これまで卒所していった子どもたちにとっても、また地域にとってもかけがえのない財産です。保育所の名前が変わることで、在所児・卒所児にとって、自分達が育った場所が失われるような思いを強いることがないように、どのような名称の法人等が運営する場合でも、最低限「聚楽」という名前は残すべきだと考えます。
定員・運営	保育所又は認定こども園（幼保連携型又は保育所型）として運営すること	認可保育所として運営すること	移管後も市営保育所の保育を引き継ぎ、同等の役割・機能を果たすためには、京都市の保育実施義務を明確にする必要があります。園と保護者が直接契約する認定こども園では、京都市の責任が後退するため、同等の役割・機能を果たすことにはなりません。したがって、現在の聚楽の保育を継承するために、保育所としての運営が必須です。
	—	新規： 認定こども園への移行については全保護者の同意を得ること	認定こども園への移行は、保護者と園との法律を含めた関係を大きく変更するものであり、どうしても必要な場合には、在園する保護者全員の同意を要件とすべきです。

費用負担	移管後に入所する児童について、移管日の前日に在所している児童の費用負担と差を設ける場合は十分に配慮すること	移管後に入園した児童について、移管日の前日に在所している <u>児童と異なる費用を求めないこと</u>	移管後に入所した児童と、移管前から在所している児童と差別的な取り扱いをすることで、保護者間に不公平感が生じる状況は不適切です。保育料以外の費用負担については、入所・入園の時期に関わらず等しい条件とすることが大原則です。
	やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会において協議したうえで実施すること	やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、 <u>全保護者に意向調査を行い、一部でも反対がある場合には実施しないこと</u>	費用負担について、現在の市営保育所は、少ない費用負担でも不足のない保育を受けることができます。これを引き継ぐため、むやみに費用負担を増額するべきではありません。また、費用負担の増額は、経済的に困難を抱える世帯には死活問題であるものの、保護者の多数を占めるとは限りません。仮に賛成意見が多かったとしても、経済的に困難を抱える世帯に負担を負わせるべきではないといえます。そのため、三者協議会における保護者代表との協議は不適切であり、全保護者への意向調査が必要です。その際、反対意見があった場合は、その意見を尊重する必要があります。

2 職員について

施設長	専任の施設長とし、次のいずれかを満たすこと (いずれも常勤での経験とする。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業の経験 15 年以上 (うち認可保育所経験 3 年以上) ・ 認可保育所での保育経験 12 年以上 ・ 社会福祉事業の経験 10 年以上 (うち認可保育所施設長 3 年以上) 	専任の施設長とし、 <u>次の全てを満たすこと</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>認可保育所での常勤保育士としての経験 33 年以上 (少なくとも 24 年以上)</u> ・ <u>保育士経験年数のうち、移管先法人での施設長経験 5 年以上</u> 	「 <u>認可保育所での常勤保育士としての経験 33 年以上 (少なくとも 24 年以上)</u> 」: 募集要項では、認可保育所の経験が 3 年しかない人でも、また認可保育所の施設長の経験が無い人でも園長になれることとなります。保育と無関係の「社会福祉事業の経験」も含まれることとなります。また「認可保育所での保育経験 12 年以上」という条件も、保育経験の内容
-----	--	--	---

			<p>が曖昧で、例えばアルバイトを3年、派遣で6年、残りの3年はフリーで担任を持ったことがない、という人でも条件を満たすことになり、到底受け入れられません。</p> <p>市営保育所における所長の平均勤続年数は約33年（平成31年度4月1日現在）です。移管において、市営の保育を継承することを前提とする以上、市営保育所の所長の平均勤続年数以上の経験を求めます。また、国内の民間の保育所において、園長の平均勤続年数は約24年であるため、少なくともこちらの平均勤続年数（24年）は適切な民間保育園の運営に必須の条件となります。</p> <p>（出典：（資料1）図表3-2-5 保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ）</p> <p>そのため、移管後の園長については、基本的に市営の所長と同等の経験年数以上とし、少なくとも民間保育園の園長と同等の勤続年数を条件とします。その際、パートやごく短時間の補助的勤務について、担任としての勤務と同様に扱うのは不適當ですので、ここでは常勤保育士としての経験を求めます。</p> <p>「保育士経験年数のうち、移管先法人での施設長経験5年以上」:</p> <p>無責任な応募とならないように移管先法人においての経験と実績がある人物を園長として配置する必要があります。</p>
--	--	--	---

<p>保育士</p>	<p>次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること（以下の経験年数は常勤換算とする。以下の「保育士等」とは、保育士、保育教諭、幼稚園教諭を差す。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士等として経験 10 年以上又は法人が運営する園での経験が 7 年以上の保育士を 3 人以上（うち 1 人は乳児保育経験 1 年以上の者） ・ 上記のほか、乳児保育経験 1 年以上の保育士を 2 名以上 ・ 保育士等として経験 5 年以上の保育士を、施設長を除く全保育士の 1/3 以上 ・ 新卒（又は未経験）保育士については、施設長を除く全保育士の 1/3 以下とすること 	<p>次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること</p> <p>※ <u>以下の経験年数は、常勤かつ正規職員での勤務経験年数を指す</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全保育士について、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）としての経験が平均 16 年以上（少なくとも 10 年以上）</u> ・ <u>主任保育士として、経験年数 29 年以上（少なくとも 21 年以上）で、そのうち移管先法人での勤務経験が 5 年以上の保育士を 1 名以上</u> ・ <u>保育士等として経験 15 年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が 8 年以上の保育士を 3 名以上（うち 1 名以上は保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士）</u> ・ <u>保育士等として経験 7 年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が 4 年以上、かつ保育士等キャリアアップ研修のうち 4 分野以上を修了した保育士を 1/3 以上</u> ・ <u>0 歳児、1 歳児、2 歳児の各年齢に対して担任として乳児保育経験が 2 年以上あり、保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士を年齢ごとに 1 名以上ずつ</u> ・ <u>障害程度区分 1 級又は 2 級の児童を 2 年以上担任として保育した経験があり、か</u> 	<p>募集要項では、例えば保育士が全部で 13 人として、移管先法人での経験 7 年以上の保育士を 3 名（うち 1 人は乳児保育経験あり）、経験 5 年以上を 2 名（いずれも乳児保育経験あり）、未経験の新卒を 4 名、という構成でも基本事項の条件を満たすことにはなりますが、保育体制としては不十分です。また、法人での経験が 7 年以上あれば主任保育士をできることにはなりますが、あまりにも経験不足といえます。</p> <p>以下の経験年数は、常勤かつ正規職員での勤務経験年数を指す：</p> <p>パートや非正規での補助的な業務と、常勤の正規職員とでは経験の質や責任が異なるため。</p> <p>全保育士について、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）としての経験が平均 16 年以上（少なくとも 10 年以上）：</p> <p>市営保育所の保育の質は教育・研修とともに、経験に裏打ちされたものであるため、その継承を前提としたとき、保育現場に入る保育士には十分な経験年数が必要とされます。市営保育所の職員の平均勤続年数は約 16 年です。したがって移管において、市営の保育を継承するためには同程度の勤続年数が必要です。また、保育の質を維持するためには、最低でも、京都市内での民間保育園の平均勤続年数約 10 年は必須条件です。これは、移管に際しては、保育環境が急変し不安定になる子どもへの適切な</p>
-------------------	--	---	--

		<p><u>つ保育士等キャリアアップ研修の障害児保育分野を修了した保育士を2名以上</u></p>	<p>対応であり、通常の民間園での保育よりも難しい状況となるためです。</p> <p>主任保育士として、経験年数29年以上（少なくとも21年以上）で、そのうち移管先法人での勤務経験が5年以上の保育士を1名以上： 募集要項では主任保育士についての条件が明記されていませんが、移管先法人には責任をもって経験と実績のある主任保育士を配置してもらう必要があります。民間園での主任保育士は、市営保育所での副所長に相当します。市営保育所における副所長の平均勤続年数は、29年（平成31年4月1日現在）です。移管において、市営の保育を継承することを前提とする以上、同程度の勤続年数が必要となります。最低でも、国内の民間保育園における主任保育士の平均勤続年数21年（出典：資料1）が、適切な移管には必須です。</p> <p>保育士等として経験15年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が8年以上の保育士を3名以上（うち1名以上は保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士）： 指導的立場を担う職員として、階層別研修の中堅Ⅱ保育士研修の対象職員の経験年数が15年であることから、中堅職員としての条件として経験15年以上を求めます。経験年数15年は仮に初年度から担任を受け持ったとして、0～</p>
--	--	---	---

			<p>5歳児までの各クラスを2巡半する程度の経験であり、妥当な経験年数といえます。クラス担任として勤務し、同時に若手への指導的立場を担う中堅職員としての条件に当たることになります。そのため、移管先法人等からの派遣が不可欠であり、かつ移管先法人での十分な勤務実績が必要です。</p> <p>加えて、中堅職員の少なくとも1名は乳児保育での指導的立場を担う必要があるため、乳児保育に関する適切な経験（その基準として、1名以上は保育士等キャリアアップ研修において乳児保育分野の研修を修了していること）を求めます。</p> <p>保育士等として経験7年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が4年以上、かつ保育士等キャリアアップ研修のうち4分野以上を修了した保育士を1/3以上：</p> <p>7年を基準とし、キャリアアップ研修を条件とすることについては厚生労働省が示すキャリアアップの仕組みを参照のこと。</p> <p>（資料2）厚生労働省資料「保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層（イメージ）」</p> <p>担任予定者（又はフリー）として引き継ぎを受けることとなります。なお、経験7年は0～5歳児の各クラス担任を一巡できる程度の年数である。市営保育所では8年目に中堅研修を受けることになっており、保育士の経験としては中堅に至らない程度であるが、中堅保育士の</p>
--	--	--	---

			<p>フォローを受けながら保育を行うこととなります。</p> <p>厚生労働省のモデルでは、園長、主任保育士を除いた保育士の 1/3 がこの条件に該当する保育士であることが適当とされていることから、移管後の保育所でも、モデルに沿った人材の配置の実現が必要です。</p> <p>0 歳児, 1 歳児, 2 歳児の各年齢に対して担任として乳児保育経験が 2 年以上あり, 保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士を年齢ごとに 1 名以上ずつ :</p> <p>0 歳児から 2 歳児では、保育内容が異なり、ひとまとめに「乳児保育」とするのは乱暴な議論であるため、それぞれについて経験のある保育士を確保する必要があります。また、経験の質としては責任ある立場での経験が求められるため、担任としての経験が必要です。また、経験のみに偏らない資質が求められるため、客観的な基準として、キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了していることが求められます。0～5 歳児の各クラスの担任予定者として引き継ぎを受けることとなります。</p> <p>障害程度区分 1 級又は 2 級の児童を 2 年以上担任として保育した経験があり, かつ保育士等キャリアアップ研修の障害児保育分野を修了した保育士を 2 名以上 :</p> <p>市営の障害児保育を引き継ぐには、重い障害のある子どもの保育を責任ある立場で経験し</p>
--	--	--	--

			た保育士の確保が必要です。また、担任として責任ある立場である程度長期間担当した経験が必要となります。また、研修を通じて客観的に自身の経験を振り返る必要があるため、経験の客観的な基準として、キャリアアップ研修の障害児保育分野の修了を条件とします。
—		新規： いずれのクラスも複数担任制として配置すること	市営保育所では、保育士資格を持つ多くの職員が確保されていることから、年度途中での入所などの緊急事態であっても加配などで柔軟に対応することが可能な体制です。この職員の余裕のある配置が、保育の質の向上にもつながっていると考えられます。このような、市の保育を継承するため、職員の余裕ある配置としてすべてのクラスにおいて複数担任制とします。また、複数担任制とすることで、年度途中の保育士の自己都合退職や産休等にも対応することができます。
—		新規： 移管初年度は、全保育士の経験年数を3年以上とし、新卒職員を配置しないこと	保育所の移管後は、職員が全員入れ替わることとなり非常に保育が不安定になります。そのため、移管初年度は全員を保育経験者とし、新卒職員を配置することを避けていただきます。このことで、新卒職員への指導に関する職員負担を軽減することができます。
—		新規： 常勤保育士については、正規職員として確保すること	派遣や非正規雇用などの不安定な雇用では、保育の安定が図れず、短期間での離職や職員のモチベーション低下など保育を受ける子どもへの不利益が予想されます。正規職員として確

			保することで、実践される保育の質が改善されます。
—	新規： 保育士等キャリアアップ研修の 8 分野の各研修に対して、いずれかの職員が受講を修了していること		移管後の保育で生じる様々な課題に対応する必要があるため、保育士等キャリアアップ研修の全ての分野の研修を、いずれかの保育士が修了する必要があります。
—	新規： 移管前年度における聚楽保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないこと		加えて、現在の聚楽保育所の保育の質を担保するということから、現在の聚楽保育所の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないことが必要です。
—	新規： 現在法人が運営する既設の保育所と移管を受けた保育所において、移管前年度までに勤務し移管年度に在籍している保育士を均等以上に配置すること		法人等が無責任な申請（応募）を行うことがないように、移管先法人において勤務経験のある職員を派遣してもらう必要があります。 また、新規採用の職員が多くなると職員間の連携が取れず、保育が不安定となり、子どもの発達に影響が及ぶとともに、自己の危険も高まります。 そもそも、法人の選定について実地審査があり、法人の既存の保育所が審査されます。その保育所の保育が適当であると判断されて法人が選定されますので、移管された保育所においても同様の保育が受けられるべきであり、それを担保するには、既存の保育所の保育士が必要です。この項目がなければ、実地審査において、いかに良質な保育の現場を示したとしても、移管後の保育所において、その良質な保育の経験を持たない保育士による保育が実施されるこ

			とになります。その場合、実地審査の意味はなくなります。																								
引継ぎ・共同保育	京都市が指定する引継期間において、市が指定する職員（保育士，アレルギー除去食の知識・経験のある調理員）を配置すること（※）	京都市が指定する引継期間において、市が指定する職員（保育士，アレルギー除去食の知識・経験のある調理員）を配置すること（※）	<p>引継ぎにおいて、十分な引継ぎを行うため各対象者は毎週引継ぎ業務を行う必要があります。そのため、引継ぎは週1日以上とします。</p> <p>現在の聚楽保育所において、所長（園長）は児童全員の状況を把握し、必要に応じて実際に保育へ参加しております。移管後の園でも同様のことが必要となりますので、主任保育士と同等以上の引継ぎ期間が必要であり、1月～3月では原則5日の引継ぎを行います。</p> <p>引継ぎ・共同保育に参加した法人等の職員が早期に退職する過去の事例を考慮し、各クラス1名の担当者に加えて、乳児クラスと幼児クラスの各1名を引継ぎに参加いただきます。</p>																								
	<p>※ 令和2年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>期間及び日数（1日とは7時間45分を指す。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長予定者</td> <td>4月～12月 原則週1日以上，1月～3月 原則週2.5日以上</td> </tr> <tr> <td>主任保育士予定者</td> <td>4月～8月 原則週1日以上，9月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>幼児クラス担任予定者（各クラス1名）</td> <td>6月～8月 原則週1日以上，9月～12月 原則週2.5日以上，1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>乳児クラス担任予定者（各クラス1名）</td> <td>6月～12月 原則週1日以上，1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>調理員予定者1名</td> <td>6月～12月 原則週1日以上，1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>全体フリー予定者1名</td> <td>6月～12月 原則週2日以上，1月～3月 原則週5日</td> </tr> </tbody> </table>	対象者		期間及び日数（1日とは7時間45分を指す。）	園長予定者	4月～12月 原則週1日以上，1月～3月 原則週2.5日以上	主任保育士予定者	4月～8月 原則週1日以上，9月～3月 原則週5日	幼児クラス担任予定者（各クラス1名）	6月～8月 原則週1日以上，9月～12月 原則週2.5日以上，1月～3月 原則週5日	乳児クラス担任予定者（各クラス1名）	6月～12月 原則週1日以上，1月～3月 原則週5日	調理員予定者1名	6月～12月 原則週1日以上，1月～3月 原則週5日	全体フリー予定者1名	6月～12月 原則週2日以上，1月～3月 原則週5日	<p>※ 令和2年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>期間及び日数（1日とは7時間45分を指す。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長予定者</td> <td>4月～12月 週1日以上，1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>主任保育士予定者</td> <td>4月～8月 週1日以上，9月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>幼児クラス担任予定者（各クラス1名に<u>加え1名以上</u>）</td> <td>6月～8月 週1日以上，9月～12月 週2.5日以上，1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>乳児クラス担任予定者（各クラス1名に<u>加え1名以上</u>）</td> <td>6月～12月 週1日以上，1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>調理員予定者1名</td> <td>6月～12月 週1日以上，1月～3月 原則週5日</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	期間及び日数（1日とは7時間45分を指す。）	園長予定者	4月～12月 週1日以上，1月～3月 原則週5日	主任保育士予定者	4月～8月 週1日以上，9月～3月 原則週5日	幼児クラス担任予定者（各クラス1名に <u>加え1名以上</u> ）	6月～8月 週1日以上，9月～12月 週2.5日以上，1月～3月 原則週5日	乳児クラス担任予定者（各クラス1名に <u>加え1名以上</u> ）	6月～12月 週1日以上，1月～3月 原則週5日
対象者	期間及び日数（1日とは7時間45分を指す。）																										
園長予定者	4月～12月 原則週1日以上，1月～3月 原則週2.5日以上																										
主任保育士予定者	4月～8月 原則週1日以上，9月～3月 原則週5日																										
幼児クラス担任予定者（各クラス1名）	6月～8月 原則週1日以上，9月～12月 原則週2.5日以上，1月～3月 原則週5日																										
乳児クラス担任予定者（各クラス1名）	6月～12月 原則週1日以上，1月～3月 原則週5日																										
調理員予定者1名	6月～12月 原則週1日以上，1月～3月 原則週5日																										
全体フリー予定者1名	6月～12月 原則週2日以上，1月～3月 原則週5日																										
対象者	期間及び日数（1日とは7時間45分を指す。）																										
園長予定者	4月～12月 週1日以上，1月～3月 原則週5日																										
主任保育士予定者	4月～8月 週1日以上，9月～3月 原則週5日																										
幼児クラス担任予定者（各クラス1名に <u>加え1名以上</u> ）	6月～8月 週1日以上，9月～12月 週2.5日以上，1月～3月 原則週5日																										
乳児クラス担任予定者（各クラス1名に <u>加え1名以上</u> ）	6月～12月 週1日以上，1月～3月 原則週5日																										
調理員予定者1名	6月～12月 週1日以上，1月～3月 原則週5日																										

	引継・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後も原則 6 箇月以上、当該保育所で保育に従事すること	引継・共同保育に参加した法人等の職員は、 <u>移管後 6 箇月以上</u> 、当該保育所で保育に従事すること	引継ぎ・共同保育に参加した職員の継続的な勤務として少なくとも 6 箇月は必要です。
	移管前に聚楽保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引き続き移管を受けた保育所において現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務させるよう努めること	移管前に聚楽保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引き続き移管を受けた保育所において現状と同等またはそれ以上の待遇条件で <u>勤務させること</u>	現在、聚楽保育所に勤務いただいている臨時的任用職員については、保育の継続性の観点からも、移管後の保育所でも同様の保育をしていただくことが望ましく、本人の希望があれば、現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務いただくべきです。
	移行期間としての引継ぎ・共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に対して誠実に応じるとともに適切に対応すること	移行期間としての引継ぎ・共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に対して誠実に応じ、 <u>確実に対応すること</u>	移行期間における市からの助言・要請には確実に対応いただく必要があります。
職員の育成	障害児保育に当たっては、保育士等キャリアアップ研修をはじめとする研修に積極的に参加すること	<u>職員に対して、計画的に保育士等キャリアアップ研修を受講させること</u>	障害児保育に限定せず、京都市が実施するキャリアアップ研修などを積極的に活用することで、職員の資質向上を図るとともに、職員の待遇改善を望みます。
3 その他			
第三者評価の受審	移管後、3 年以内に第三者評価を受審し、結果を公表すること。また、その結果について、移管前に受審した評価項目と比較検証し、下回る項目については改善策を市に報告すること	移管後、3 年以内に第三者評価を受審し、 <u>それに基づき移管における保育実践への影響について検証し、その評価結果と検証結果を公表すること</u>	移管における保育の状況を客観的に評価される第三者評価を 3 年以内に受審します。その受審結果に基づき、移管の保育実践への影響を検証する必要があります。これらの第三者評価と検証結果を公開することで、移管の影響を保護者も含めて検討することができます。

	—	<p>新規： 移管後の運営については、聚楽保育所が受審した一般社団法人京都府保育協会「福祉サービス等第三者評価」と同様・類似の評価項目において、また総合的に判断して、その結果を下回ることがないように努め、これを下回った場合は、ただちに改善し、その結果を公表すること</p>	<p>京都市は、移管の影響を最小にすることを掲げている以上、移管によって第三者評価が一項目でも以前の評価を下回れば、保育内容、保育の質が悪化したと認めた上でそれを公開し、移管先法人と共に早急に改善する必要があります。</p>
三者協議会の設置	—	<p>新規： 重要な事項と保護者が認めた協議事項については、臨時総会などでの保護者会の議決をもって、三者協議会の決定事項とすること</p>	<p>運営法人と市との対話を行う三者協議会について、そこでの決定事項・合意内容は遵守されるべきです。また、三者協議会の運営については、「(資料5) 聚楽保育所保護者会が提案する設置要領」に示しています。</p> <p>三者協議会において、子ども・保護者の利害に関わるような重要事項に関する協議が行われる場合、保護者代表のみでの判断が難しくなることが考えられます。その場合に、臨時保護者総会などでの保護者会としての議決をもって、三者協議会での合意形成を図ります。</p>
	<p>保育体制の確保（最長 21 時まで）等、保護者代表の出席に配慮すること（年 5 回程度、1 回 1～2 時間程度）</p>	<p><u>保育体制の確保（保育標準時間の時間帯に加えて、現状の聚楽保育所の主な保護者向け会議時間である 19 時から 21 時を含む）等、保護者代表の出席に配慮すること（月 1 回程度の定期開催に加えて三者のいずれかが必要と認めた場合に臨時に開催、1 回 1～2 時間程度）</u></p>	<p>三者協議会において、広く保護者が参加・傍聴するため保育体制を確保される必要があります。また、保護者のほとんどが平日の日中に勤務していることから、現在の聚楽保育所の主な会議時間である 19 時から 21 時に三者協議会を開催し、その場合の保育体制についても担保します。この保育体制については、京都市からの説明会などで、すでに実践されているものです。</p> <p>三者協議会の開催回数、開催時期について</p>

			は、参加する移管先法人、京都市、保護者のいずれかが必要とし場合に臨時に開催します。
情報開示	保育所の運営状況、法人の経営状況等の積極的な情報開示に努めること	移管先法人は、年1回、保護者会と共催で、全職員及び保護者に参加資格が認められる総会を開催し、園の運営状況を報告・協議するとともに、 <u>運営費の内訳を開示すること（保育士給与については総額のみ）</u>	保育所の適切な運営、運営法人の健全な経営は、子どもが受けられる保育の内容・質に直結する非常に重要な情報です。園運営に関する情報開示は、このような保育の質を担保するために必要です。また、子どものより良い保育環境の実現に向けて、園の運営に保護者が参画することも重要です。
基本事項の遵守状況の検証	—	新規： 本市が必要と認めた場合、もしくは保護者代表からの要請があった場合に、市は移管後の運営に係る基本事項の遵守状況の検証をおこなうこと	移管後の保育所の運営において、運営に係る基本事項の遵守状況を把握できるのは保護者ですので、その保護者代表からの要請があれば、市は検証を行う必要があります。
内容の変更	移管日の前日に在所している児童が卒所した後であっても、基本事項の内容の変更に当たっては、保護者の理解を得るよう努めること	<u>基本事項の内容の変更に当たっては、「全保護者の同意」を条件とし、一部でも反対があった場合には実施しないこと</u>	基本事項の内容の変更については、子ども・保護者の利害に直結するものであり、内容（費用負担・障害児保育など）によっては、一部の世帯の死活問題となることもあり、そのような負担を一部の世帯に負わせるべきではありません。そのため、保護者の賛成の割合に関係なく、全保護者の同意を条件とします。
基本事項に違反した場合の取扱い	移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、他の法人等が当該保育所の運営を行うまでの間、児童及び保護者に不利益が生じないように、本市の	移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、 <u>当該保育所の運営を速やかに京都市に返還すること</u> 。また、これに係る費用の損害賠償請求に応	重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、児童及び保護者への不利益を最小にするため、市に運営を速やかに返還します。募集要項にあるような、市の指導下での

	指導の下、利用者の保育を保障すること	<u>じること</u>	違反法人による保育所運営では、児童及び保護者への不利益を最小化することはできません。
保護者対応	保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応するとともに、誠意をもって解決に努めること	保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応するとともに、誠意をもって <u>解決すること</u>	保護者の不安に対する対応は必須であり、その解決は努力目標ではなく義務です。
	—	新規： 移管先法人は、移管先法人と保護者会が対等な関係であることを認め、保護者会活動の自主性・自立性を尊重すること	保護者会での活動は、子どもの適切な保育環境を守る重要なものです。移管先法人等は移管先法人等と保護者・保護者会が対等な関係であることを認め、その自主性・自立性を尊重する必要があります。
	保護者会の活動（お泊り保育を含む。）に当たっては、通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲でホール等の利用を認めること	<u>移管先法人は、保護者会活動のための施設利用を最大限保障し、特段の事情がない限り利用を制限しないこと（平日夜間の利用時間は21時まで。これとは別に宿泊を伴う交流会あり。）</u>	募集要項の「通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲」は、具体性に欠け安易に保護者会活動が制限させる恐れがあります。現実に、保育制度の改善を求める署名活動を規制する民間園もあり、保護者同士の交流が困難な状況に追いやられる恐れがあります。それを避け、現状の聚楽保育所での保護者会活動の文化を守るために、施設利用、保育体制の確保、配布物の自由について保障が必要です。
	—	新規： 保護者会の会議の際には、保育のための部屋の確保を認め、また、保護者会から非常勤職員に対して保育アルバイトを依頼することを認めること	普段の勤務で子どもたちと接する非常勤職員に、保護者会のイベントのために保育を依頼するのは合理的な判断であり、法人がそれを妨げる理由はありません。

		<p>新規： 移管先法人は、各在園保護者用の個別ポストを用意し、保護者会による保護者への配布物については、一切制限しないこと</p>	<p>個別ポストを用いた資料配布は、現在の保護者会活動でも行われており、その資料の内容について市や職員からチェックをされたことは一度もありませんし、資料の配布を制限されたこともありません。移管後の保護者会活動においても、同様に保証されるべきです。これらを制限することは、憲法で保障される通信の秘密へ抵触する行為とも捉えられます。</p>
--	--	---	--

II 保育内容等

項目	募集要項	聚楽保育所保護者会案	変更理由
保育内容全般	<p>保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容(※)を尊重し、保育運営を行うとともに、そのことについてホームページ等で公開すること</p> <p>※ (子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切にする保育。「市営保育所 保育のガイドライン」参照)</p>	<p>保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容(※)を<u>遵守し</u>、保育運営を行うことを<u>ホームページや重要事項説明書に明記すること</u>。また、<u>保育内容(※)とそのガイドラインの内容について、保護者に周知すること</u></p> <p>※ (子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切にする保育。「市営保育所 保育のガイドライン」参照)</p>	<p>現在の聚楽保育所が遵守し実践する保育内容の継続性を担保するため、移管後の保育所においてもその保育内容を遵守する必要があります。また、ホームページや重要事項説明書に本件を記載し、広く周知することで、市の保育を引き継ぐことが具体的に明確化されます。</p>
障害児保育	<p>京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し障害児保育を実施し、現在の市営保育所と同様の考え方で、障害の程度や内容によって受け入れを拒否することなく障害児を受け入れること</p>	<p>京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し障害児保育を実施し、<u>障害児(疑いのある子を含む)を障害の程度・内容による差別なく、積極的に受け入れること</u></p>	<p>障害のある子どもがいる世帯では、その障害の内容にかかわらず、生活の上で困難が伴います。その困難の緩和のために障害児保育がありますので、障害の内容や程度にかかわらず積極的に障害児を受け入れる必要があります。</p>

	—	<p>新規： 障害児の受入割合について、障害区分に応じて、市営保育所と同程度の割合で受け入れること</p>	<p>聚楽保育所は、市の障害児保育に多大な貢献をしており、多くの障害を持つ児童の保育を受け入れた実績があります。その中には、介助が必須であったり、車椅子が必要であったり、全盲であったりなど、民間園では受け入れが困難とされる障害の程度が1等級に該当する児童もいました。このような児童への保育の必要性は今後も変わりませんので、移管後の保育所においても、現在の聚楽保育所が果たしてきた障害児保育における役割を引き継ぐ必要があります。それを担保するため、受け入れる障害児の割合については、障害区分ごとに、市営保育所と同程度の割合で受け入れるべきです。</p>
	—	<p>新規： 障害児保育を積極的に実施ことをホームページ等に明記し、広く周知すること</p>	<p>移管後の保育所でも、今までの保育が引き継がれていることを明確化するため、障害児保育を積極的に実施することを、ホームページ等を通じて広く発信する必要があります。</p>
	—	<p>新規： 加配職員の確保ができないことを理由として障害児の受け入れを拒否することがないよう、配置基準に上乗せした常勤職員を常時確保し、障害児保育の申し込みがあった場合には即時に受け入れられる体制を整備すること</p>	<p>市営保育所では、加配への対応が滞りなく行われており、このような環境を引き継ぐためには、移管後の保育所でも余裕のある常勤職員の確保が必要です。そして、市の保育所と同様に障害児の受け入れを滞りなく実施すべきです。</p>
<p>配慮の必要な子どもの受入れ</p>	<p>アレルギーのある子ども、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な（必要と思われる）子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」について、現在の</p>	<p>アレルギーのある子ども、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な（必要と思われる）子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れる</p>	<p>市営保育所においては、一定の配慮が必要な子どもを積極的に受け入れることは、努力目標ではなく果たすべき役割であり、そうした機能そのものを引き継ぐ必要があります。</p>

	市営保育所と同様の考え方で受け入れること	<u>こと</u>	
宗教的な保育	子ども及び保護者の信教の自由に配慮した保育・食事を行うこと。当分の間は、宗教的な行為（お祈り、講話等）や行事、宗教的な行為に基づく保育活動等を行わないこと（クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可）	子ども及び保護者の信教の自由に配慮した保育・食事を行うこと。当分の間は、 <u>特定の信仰や宗教的理念に基づいた保育理念や保育目標等を設定せず、宗教的な行為（お祈り、講話等）や行事は行わないこと</u> （クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可）	子どもや保護者の信教の自由は重要なものであり、宗教的な行為として具体的な講話や祈祷以外にも、特定の宗教的理念に基づいた保育理念や保育目標を掲げることについても不適切です。
給食・調理	食物アレルギーがある子どもや宗教、外国に文化的背景を持つ子供等、一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態に応じた食事について、現在の京都市営保育所と同様の考え方で対応すること	食物アレルギー、 <u>宗教食等</u> 、一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態、 <u>文化的背景</u> に応じた食事の提供を行うこと	信仰に応じた宗教食の提供など、文化的背景に配慮した食事の提供が求められます。
子育て支援事業	—	新規： 園庭開放、子育て相談等の子育て支援事業の規模は、移管前年度の規模・回数を維持すること	特に聚楽保育所の園庭開放は、平日の日中に安全に遊べる数少ない場であり、地域住民への貢献が認められます。そのような子育て支援事業について、移管後も同様に地域住民への貢献をするべきであるため、支援事業の規模や実施回数を維持することを求めます。

(資料5)

聚楽保育所の民間移管に係る三者協議会設置要項

(設置)

第1条 聚楽保育所の民間移管に関して、入所児童等への影響が最小限となるよう、保護者、移管先法人及び京都市の三者が協議する場（以下「三者協議会」という。）を設置し、保護者と移管先法人が対等の立場に立ち、また京都市が必要な支援を行うことにより、移管に当たっての課題等について協議する。

(構成)

第2条 三者協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 保護者

聚楽保育所及び移管後の保育園（以下「移管保育所」という。）に入所している児童の保護者代表（各クラス1名以上）、及びその補助者（弁護士、臨床心理士などの専門家）

(2) 移管先法人

理事長、移管後の保育園の園長（予定者）及び主任保育士（予定者）

(3) 京都市

聚楽保育所の所長（移管時まで）及び副所長（共同保育終了時まで）、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（以下「幼保総合支援室」という。）課長2名

(4) その他

三者協議会において必要と認めたる者

(成立要件)

第3条 三者協議会は各クラスの保護者代表の3分の2以上の出席（委任状を含む）および、過半数以上の実出席をもって成立する。

(協議事項)

第4条 三者協議会は、次の事項を協議する。

(1) 引継ぎ及び共同保育の内容に関する事

(2) 移管後の保育園の保育の内容に関する事

(3) その他移管後の保育園の運営に関する事

2 子どもと保護者の利害に関わる重要な事項については、三者協議会において協議のうえ、臨時の保護者総会での議決をもって三者協議会の合意とする。この場合、保護者総会の成立要件および議決要件は、移管前年度の聚楽保育所保護者会の会則に準じる。

(会議)

第5条 三者協議会は、毎月1回程度開催するものとし、移管のスケジュールに応じて、あらかじめ年間のスケジュールを定める。また、三者のいずれかから臨時の協議

会の開催要求があったときは、その要求があった日から2週間以内に開催するものとする。

2 三者協議会の議題及び進行については、協議会の開催前に事前協議を行い、保護者から提案された議題については協議の対象とする。

(設置時期)

第6条 三者協議会は、令和2年度4月(予定)から設置する。

(設置期間)

第7条 三者協議会の設置期間は、移管日の前日に在籍していた児童が退所するまでの期間とする。ただし、三者協議会での協議により、これを短縮することができる。また、保護者から期間延長の申し出があったときは協議を延長する。

(開催場所)

第8条 三者協議会の開催場所は移管保育所とし、必要に応じて、三者協議会で協議して開催場所を変更することができる。

(傍聴)

第9条 移管保育所に入所している児童の保護者、聚楽保育所及び移管先法人の職員は、会議を傍聴することができる。

2 傍聴者(移管保育所に入所している児童の保護者に限る。)のうち、保育の提供を希望する者は、三者協議会の開催日の1週間前までに所長に申し出るものとする。

(庶務)

第10条 三者協議会の庶務は、幼保総合支援室が行う。

2 三者協議会の概要は幼保総合支援室が速やかに作成し、保護者及び移管先法人がその内容について確認・了承した後、移管保育所に入所する児童の保護者に配付する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、三者協議会の運営に関し必要な事項については、三者協議会で協議して定める。

附則

この要領は、 年 月 日から施行する。

(資料6) 募集要項と聚楽保育所保護者会案の設置要綱の対比表

※ 以下の一覧表において、「募集要項」と「聚楽保育所保護者会案」との異同については下線で示します。また、「聚楽保育所保護者会案」において新規に設けた事項については「新規：」と表記します。

※

項目	募集要項	聚楽保育所保護者会案
設置	第1条 聚楽保育所の民間移管に関して、入所児童等への影響が最小限となるよう、保護者、移管先法人及び京都市の三者が協議する場（以下「三者協議会」という。）を設置し、移管に当たっての課題等について協議する。	第1条 聚楽保育所の民間移管に関して、入所児童等への影響が最小限となるよう、保護者、移管先法人及び京都市の三者が協議する場（以下「三者協議会」という。）を設置し、 <u>保護者と移管先法人が対等の立場に立ち、また京都市が必要な支援を行うことにより、</u> 移管に当たっての課題等について協議する。
構成	第2条 三者協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 （1）保護者 聚楽保育所及び移管後の保育園（以下「移管保育所」という。）に入所している児童の保護者代表（各クラス1名程度） （2）移管先法人 法人代表、移管後の保育園の園長（予定者）及び主任保育士（予定者） （3）京都市聚楽保育所の所長（移管時まで）及び副所長（共同保育終了時まで）、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（以下「幼保総合支援室」という。）課長2名 （4）その他 三者協議会において必要と認めた者	第2条 三者協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 （1）保護者 聚楽保育所及び移管後の保育園（以下「移管保育所」という。）に入所している児童の保護者代表（各クラス1名以上）、 <u>及びその補助者（弁護士、臨床心理士などの専門家）</u> （2）移管先法人 <u>理事長</u> 、移管後の保育園の園長（予定者）及び主任保育士（予定者） （3）京都市聚楽保育所の所長（移管時まで）及び副所長（共同保育終了時まで）、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（以下「幼保総合支援室」という。）課長2名 （4）その他 三者協議会において必要と認めた者
協議事項	第4条 三者協議会は、次の事項を協議する。 （1）引継ぎ及び共同保育の内容に関すること （2）移管後の保育園の保育の内容に関すること	第4条 三者協議会は、次の事項を協議する。 （1）引継ぎ及び共同保育の内容に関すること （2）移管後の保育園の保育の内容に関すること

	(3) その他移管後の保育園の運営に関すること	(3) その他移管後の保育園の運営に関すること 2 子どもと保護者の利害にかかわる <u>重要な事項については、三者協議会において協議のうえ、臨時の保護者総会での議決をもって三者協議会の合意とする。この場合、保護者総の成立要件および議決要件は、移管前年度の聚楽保育所保護者会の会則に準じる。</u>
会議	第5条 三者協議会は、2箇月に1回程度開催する。また、三者のいずれかから臨時の協議会の開催要求があったときには、三者で日程を調整のうえ、速やかに開催するものとする。 2 三者協議会の協議事項については、協議会の開催前に事前に提示するものとする。	第5条 三者協議会は、 <u>毎月1回程度開催するものとし、移管のスケジュールに応じて、あらかじめ年間スケジュールを定める。</u> また、三者のいずれかから臨時の協議会の開催要求があったときは、 <u>その要求があった日から2週間以内</u> に開催するものとする。 2 三者協議会の <u>議題及び進行については、協議会の開催前に事前協議を行い、保護者から提案された議題については協議の対象とする。</u>
設置期間	第7条 三者協議会の設置期間は、移管日の前日に在籍していた児童が退所するまでの期間とする。ただし、三者協議会での協議により、これを短縮し、又は延長することができる。	第7条 三者協議会の設置期間は、移管日の前日に在籍していた児童が退所するまでの期間とする。ただし、三者協議会での協議により、これを短縮することができる。 <u>また、保護者から期間延長の申し出があったときは協議を延長する。</u>
庶務	第10条 三者協議会の庶務は、幼保総合支援室が行う。 2 三者協議会の概要は幼保総合支援室が速やかに作成し、第2条(1)に規定する保護者及び移管先法人がその内容について確認した後、移管保育所に入所する児童の保護者に配布する。	第11条 三者協議会の庶務は、幼保総合支援室が行う。 2 三者協議会の概要は幼保総合支援室が速やかに作成し、 第2条(1)に規定する 保護者及び移管先法人がその内容について確認・ <u>了承</u> した後、移管保育所に入所する児童の保護者に配付する。